

東京都議会議員 都民ファーストの会  
東京オリンピックパラリンピック推進対策特別委員会委員

## 白戸太郎 都議会質疑

平成 29 年度 第 4 回東京都議会定例会・一般質問質疑より

### 1. オリンピック・パラリンピック関連「東京湾水質問題」について

#### ■白戸太郎都議質疑

##### Q1.

2020 年オリンピック・パラリンピックのトライアスロンやオープンウォータースイムの会場である、お台場海浜公園の水質についてです。

こちらでは、過去 20 年以上にわたり同競技の日本選手権が開催されており、のべ 3,000 人以上の選手が泳いでいますが、水質に関する大きなトラブルはありません。ちなみに、私も自身もここで泳ぎましたが、今のところ体調は大丈夫なようです。

一方、本年の夏に都と組織委員会が行った調査によると、晴天時と雨天の後の水質が顕著に異なっており、今夏は降雨が続いたこともあり、国際競技団体の定める水質達成日数は、調査日と比較して限定的なものでした。このため、大会会場であるお台場海浜公園に関して IOC・ITU から 2020 大会時の水質対策を求められています。

この要望に対し東京都として、平成 29 年 9 月に、調査結果と三重スクリーンの方法が提示されており、平成 29 年 12 月末までに IOC に、「大会時の水質対策と水中スクリーンの性能を示す」となっています。

スクリーン手法が検討されていますが、その効果をどのように考えていますか？  
またその技術評価はされているのでしょうか？  
これにかかわる費用の想定が出ていませんが、どのようなもののでしょうか？

## ■都オリンピック・パラリンピック局（以下「都オリパラ局」）答弁

お台場海浜公園の水質対策についてですが、都は、平成 22 年度から 24 年度にかけて、東京港の水質改善を目的として、お台場海浜公園内の一部において水中スクリーンの実証実験を実施しています。水域外から流入する、ふん便性大腸菌群数を一定程度抑制する効果が確認されました。なお、本実験に要した費用は約 2 億円です。

今年度実施したお台場海浜公園の水質確保調査において、学識経験者等から水中スクリーンの設置は水質対策として有効な手段であるとの意見を得ております。

今後、組織委員会や関係局と連携し、2020 年大会において、アスリートが安心して競技に臨めるよう、競技会場の水質対策を進めてまいります。

## ■白戸太郎都議質疑

ロンドン大会、リオ大会と直前の 2 大会では、水質には課題があったと聞いています。それを考えると、（都の事業として）東京大会がより高みを目指しているということが良く分かるころではあります

一方の問題として、アスリートファーストをテーマに大会準備を進めている中で、この大会に対して都民の理解を得るためには、全体予算の縮減も重大なテーマです。

オリンピック・パラリンピックの際にはスクリーンで対策はとれますが、大会後はまた通常の状態に戻り、その状態で再びトライアスロンやオープンウォータースイムの大会が開催されるわけです。水質に確たる問題がないのは、この 20 数年の歴史が証明しているところ。だとすると、2020 年大会期間だけの措置は、予算面から見ると更なる検討が必要ではないかと考えられます。

先日、IOC 国際オリンピック委員会調整委員会コーツ委員長からも「1,000 億円の縮減」という目標が示されています。ここまで縮減努力をしてきた東京都にとって、ここからさらに 1,000 億円というのは簡単なことではないことは承知しているが、更なるコスト縮減に向けた検討は必要なことだと考えます。

## Q 2

コスト縮減が求められる中、この水質対策の実施について都の見解を伺います。

## ■都オリパラ局答弁

2020年大会における、トライアスロン競技及び水泳競技のマラソンスイミングでは、それぞれの国際競技団体が定める水質基準を満たすことが求められております。

競技水域において、大会時に選手たちが存分に力を発揮できるよう、水質面で良好な競技環境を実現するための対策として、水中スクリーンは有効な手段であると考えているところです。

今後、費用対効果の高い対策がしっかり講じられるよう、水中スクリーンの効率的な設置方法や競技運営面での工夫などについて検討し、コスト削減にも努めてまいります。引き続き、IOCや組織委員会と連携し、円滑な大会運営が可能となるよう、準備に万全を期していく所存です。

## ■白戸太郎都議質疑

そもそも都として、この水質改善問題の根本的な原因をどのように捉えていますか。

都の見解として、これまでこの大腸菌群に関して原因の言及はされていません。しかし、原因を究明しない中での対策では、その効果も最大限に生かせないのではないかと憂慮します。ぜひ、根本的原因究明をしていただくよう要望します。

さらに、オリンピック・パラリンピックは大会そのものだけが目的ではなく、それによって大会後に何を残せるのかが大切だと考えます。

今回、競技会場としてのお台場の水質がクローズアップされ、改めて都民や世界の目が東京湾に注がれるようになりました。こういったことをひとつの契機として、身近な海の価値を高めていく動きにつながって欲しいと思います。

お台場から東京湾全体に目を転じれば、水質の代表的指標である科学的酸素要求量CODの値は改善されつつあるものの、近年、横ばい状況が続き環境基準が達成されていない箇所もあると聞きます。東京湾は競技会場として注目されているだけでなく、都民や東京を訪れる人々にとって憩いの場でもあり、また多様な生物が育まれる場でもあります。こうした価値は、良好な水質が保たれることを通じてより高められていくと考えます。

## Q3

大会を契機に現在注目されている東京湾の水質について、これまでも様々な取り組みがなされてきたと思いますが、あらためて今後の水質改善の取り組みについて、都知事の見解を伺います。

## ■小池百合子都知事答弁

東京湾は海浜公園や商業施設が存在する賑わいの場であるとともに、干潟や水辺には多様な生物が生息しており、快適な水辺を創出しかつ貴重な自然環境を保全していくうえで、水質の確保は重要であると認識しています。

このため都は、水質汚濁防止法に基づく事業所排水規制の他、下水道施設の改善、汚泥のしゅんせつ等により東京湾の水質改善を推進しています。

一方、東京湾の水質は、東京以外の都市の活動の影響も受けるなどの課題があり、広域的な対応が不可欠です。今後とも、国や九都県市をはじめ、近隣自治体とも連携し、汚濁負荷の一層の低減や住民意識の向上を図るなど東京湾の水質改善に向けて着実に取り組んでまいります。

## 2. 豊洲地区のにぎわいについて

### ■白戸太郎都議質疑

Q1.

豊洲地区のにぎわいと活性化について質問いたします。

豊洲市場の移転が来年10月中旬に決まったと聞きました。これを契機に、市場が移転する豊洲地区の活性化をどう進めていくかを考えていくことは、地元江東区にとっても、東京都にとっても大変重要です。

歴史と伝統があり、多くの観光客を惹きつけてやまない築地市場が、地元江東区の豊洲地区にやってきます。魚、果物など、四季折々の自然の恵みが、最新鋭の設備を有する豊洲市場に全国から集まり、世界各地から多くの人々が集い、豊洲の街が賑わっていく。そこに、豊洲市場に隣接される賑わい施設が加わり、賑わいは更に大きくなっていくわけです。

こうした営みを通じて、豊洲ブランドの歴史がはじまり、紡がれていく。そんな光景を間もなく目にすることができると思うと、大変嬉しいのであります。

そこで、新市場と豊洲地区のにぎわいとの関連をどのように見出していくのか、都の見解を伺います。

## ■都市場局答弁

豊洲市場と豊洲地区の賑わいについてですが、豊洲市場は日本の中核市場として、全国の産地から新鮮な旬の食材が集まり、数多くの取引が活発に行われる活気にあふれる市場としていくことが重要と考えます。また、千客万来施設と相まって豊洲ならではの賑わいを生み出すことも期待されております。

このため都は、千客万来施設事業を確実に進めると共に、豊洲市場の屋上緑化広場や、市場外周部に設けた豊洲ぐるり公園を活用したイベントの実施など、江東区とともに連携した賑わいの場の創出に取り組んでいく所存です。

豊洲市場の魅力を高めつつ、地域の街づくりや活性化を図り、新たな豊洲ブランドの構築を目指してまいります。(中央卸売市場長)

## ■白戸太郎都議質疑

豊洲地区は、環状2号線をはじめ交通網の整備も進み、リッチなベイサイドという資産に加えて、東京タワーをはじめ都心を一望できる素晴らしいロケーションです。だからこそ、こうした地域資源を生かした豊洲地区のブランディングが必要であると考えます。

その実現のためには、豊洲地区の住民が安心して暮らせる住環境の確保が大前提であります。そのうえで、豊洲ブランドを支える「にぎわい」の創出には、短期的な「はやりもの」のお祭りの賑わいではなく、継続性のある賑わいの創出が欠かせません。

心豊かな日常生活を営む地元住民が創意工夫を凝らして作り上げる賑わいは、集う人に心温まる共感を与え、豊洲地区へのリピーターを増やすことにつながります。こうした地元の賑わいを大きく発展させ街の個性につなげていくことが重要であると考えます。

豊洲地区は、豊かな水域に囲まれている地区特性を生かした整備が進められており、誰もが親しめる快適な水と緑のネットワークの形成を図ることのできる、将来性のある街です。この街の未来を考えれば、豊洲地区の賑わいの醸成はまだまだ始まったばかり。東京都として、ぜひ今後の積極的な取り組みを要望しておきます。

### 3. 自転車安全対策について

#### ■白戸太朗都議質疑

自転車保険と安全対策の促進について伺います。

環境や健康志向を追い風に自転車愛好家が増えるに応じて、自転車事故が目立つようになってきました。特に問題になっているのは、被害者を高度障害もしくは死亡させてしまうことで負う、高額な損害賠償請求です。なかには1億円近い支払い命令もあり、自転車保険の必要性が問われています。

自転車保険とは、自分がケガをしたときの治療費をカバーする「傷害保険」と、第三者の身体やモノに損害を与えたときの損害賠償に備える「個人賠償責任保険」がセットになった保険です。主契約は傷害保険だが、損害賠償金が高額になる事例が増えていることから、個人賠償責任保険が自転車保険の要になります。

ここ数年の交通事故全体に占める自転車事故（死傷者・死亡者）の割合は、2割程度で緩やかに減少していますが、平成9年には633件だった対歩行者との事故発生数は、平成27年は約4倍の2,506件にまで増加、自転車同士の事故も637件から2,519件と約4倍に膨れ上がっています。

自転車で深刻なのは、加害者が子どもや高齢者であっても、被害者のダメージには変わりはなく、損害賠償請求額も同じであることです。

自転車を利用する人は、必ず他の車両と同様、自転車損害賠償保険に加入しておくべきであると考えます。

全国的にも自転車保険は義務化が進んでいます。これまで義務化された自治体は、兵庫県、大阪府、滋賀県、鹿児島県、京都府、名古屋市等。埼玉県、金沢市、等は平成30年4月から予定しています。

これらの自治体は、義務化により、自転車小売業者や学校長の確認義務、駐輪業者や宅地建設物取引業者は顧客へ、事業者へは従業員の自転車通勤者へ、情報提供を課し加入促進を図っています。

現在、東京都は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により推奨、つまり努力義務となっています。

## Q 1

そこで、自転車数も事故も多い東京として、今後、自転車保険にどのように対応していくのか考えを伺います。

### ■都青少年・治安対策本部答弁

自転車損害賠償保険への加入促進についてですが、都は、交通安全運動やリーフレットの配布など、さまざまな機会を活用して、保険の重要性の理解促進に努めてまいりました。

昨年度、自転車安全利用条例を改正し、自転車販売時の安全利用の啓発を義務化したことを踏まえ作成したルール・マナー確認書に、賠償保険加入を具体例として示すことにより、全ての自転車購入者への周知を徹底しております。また、条例改正により、児童の保護者が賠償保険に加入するなどの措置を講ずる努力義務を新たに設けたところです。

自転車利用者が加害者となる事故が発生した場合には、高額な賠償責任を負うこともあるため、事故への備えとして保険加入は極めて重要であり、今後も都民の理解促進に向け、あらゆる機会を捉えて積極的な啓発活動を進めてまいります。(青少年・治安対策本部長)

### ■白戸太郎都議質疑

都民の保険に対する意識を高めることは被害者の救済だけでなく、安全利用の意識向上にもつながるので、ぜひ加入促進に向けた取り組みを強化して頂きたい。

そして保険加入だけでなく、自転車の安全利用を進めていくには、都のみならず民間事業者とも連携して、社会全体で広く自転車の安全利用に向けた取り組みを進めていくことが効果的だと考えます。

## Q 2

社会全体で広く自転車の安全利用に向けた取り組みを進めていけるよう、民間業者との連携を深めるべきであると考えますが、都の見解を伺います。

### ■都青少年治安対策本部

自転車の安全利用促進に関してですが、社会全体で自転車安全利用を進めていくためには、行政や警察だけでなく、民間事業者との連携協力も重要であります。

都は、自転車安全利用推進者を選任して、安全利用に取り組む事業者を、自転車安全利用推進事業者とし、研修講師紹介や情報提供等の支援を実施しております。

また、昨年度、損害保険会社と協定を締結し、これに基づき、当該保険会社はヘルメット着用時の死亡事故の際に、保険金を増額する保険の開発、販売、自転車販売時の啓発に使用するルール・マナー確認書の作成等を実施しております。

こうした取り組みをより広範に展開することが重要であるため、今後、民間事業者との連携拡大に努め、交通安全教室やイベント等を通じ、幅広く連携事業を推進するなど、安全利用に向けた都民一人一人の意識を一層高めてまいります。(青少年・治安対策本部長)

## ■白戸太郎都議質疑

安全対策は、現在広がりを見せるシェアサイクルにも必要です。

東京はもちろん日本国内でも急速に伸びており、77の都市でシェアサイクルが導入されています。そしてシェアサイクルにおいても事故が起きる可能性は同様。さらに東京では観光客の急激な増加から、住民以外の利用増大が見込まれ、トラブルが起こったあとの処理も大変重要になることが想定され、賠償保険の普及が望まれるところであります。

このような懸念から、京都府や京都市、鹿児島県などは、すでにシェアサイクルの賠償保険を義務化にしており、金沢市、埼玉県等も平成30年には義務化が決まっています。

ぜひ東京都においても、早急な対応を要望し、質問を終わります。